



令和4年6月2日  
四国運輸局自動車交通部

貨物自動車運送事業者に対する輸送施設（事業用自動車）の使用停止処分等について

四国運輸局は、令和3年12月16日に、徳島県小松島市の交差点で大型トレーラが小学生をはね、死亡させたとして、当該トレーラを運行していた大坪運輸有限会社に監査を実施したところ、法令違反が確認されたため、下記のとおり事業用自動車の使用停止の行政処分等を行いましたのでお知らせします。

## 記

1. 処分年月日：令和4年5月27日

2. 処分対象事業者

- ・事業者名：大坪運輸有限会社（法人番号1480002000791）
- ・代表者：久米 敏勝
- ・営業所：本社営業所（徳島県徳島市八万町大坪91-5）
- ・保有車両数：27両

3. 処分内容

- ・処分年月日：令和4年5月27日
- ・処分内容：輸送施設（事業用自動車）の使用停止処分  
本社営業所の事業用自動車110日車  
①使用停止6両×15日（令和4年6月1日～6月15日）  
②使用停止1両×20日（令和4年6月1日～6月20日）

この処分により付された違反点数は11点（累積違反点数11点）

4. 監査の概要

令和3年12月16日及び令和4年3月15日に、本社営業所に対し特別監査を実施したところ、乗務時間等告示の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項）他13件の関係法令の規定に違反する事実が確認されました。

5. 違反の内容

### 【使用停止にあたる違反】

- ① 自動車車庫の位置及び収容能力の変更について、認可を受けていないこと  
（貨物自動車運送事業法第9条第1項、貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号）
- ② 運転者の勤務時間及び乗務時間に従った乗務割等を定めていなかったこと  
（貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号、貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項）
- ③ 運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間の限度を超え、乗務していた者があったこと  
（貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号、貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項）
- ④ 運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、1箇月の拘束時間の限度を超えて乗務していた者があったこと  
（貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号、貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項）

- ⑤ 事業用自動車の定期点検整備等を実施していなかったこと  
(貨物自動車運送事業法第17条第1項第2号、貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)
- ⑥ 運転者に対する点呼が確実になされていなかったこと  
(貨物自動車運送事業法第17条第4項、貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)
- ⑦ 運行記録計による記録をしていなかったこと  
(貨物自動車運送事業法第17条第4項、貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)
- ⑧ 運行指示書を作成していなかったこと  
(貨物自動車運送事業法第17条第4項、貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項～第3項)
- ⑨ 運転者に対する指導監督が不適切であったこと  
(貨物自動車運送事業法第17条第4項、貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)

【文書警告にあたる違反】

- ⑩ 運転者に対する点呼の実施が不適切であったこと  
(貨物自動車運送事業法第17条第4項、貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)
- ⑪ 運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと  
(貨物自動車運送事業法第17条第4項、貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)
- ⑫ 運転者の乗務について定められた事項の記録が不適切であったこと  
(貨物自動車運送事業法第17条第4項、貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)
- ⑬ 運転者台帳の作成が確実になされていなかったこと  
(貨物自動車運送事業法第17条第4項、貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)
- ⑭ 運転者台帳の記載内容が不適切であったこと  
(貨物自動車運送事業法第17条第4項、貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)

《問い合わせ先》  
四国運輸局自動車交通部  
自動車監査官 坂尾、高橋  
電話：087-802-6774